

新旧対照表

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前								
<p><u>(浦安市国民健康保険条例施行規則の一部改正)</u></p> <p>第1条 浦安市国民健康保険条例施行規則(昭和49年規則第12号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(補欠委員の委嘱)</p> <p>第3条 市長は、協議会の委員が、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、速やかに補欠委員を委嘱する。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>(3) <u>拘禁刑</u>に処せられたとき。</p> <p><u>(浦安市税条例施行規則等の一部改正)</u></p> <p>第2条 次に掲げる規則の規定中「懲役」を「<u>拘禁刑</u>」に改める。</p> <p>浦安市税条例施行規則(昭和56年規則第69号)</p> <p>第45号様式</p> <table border="1" data-bbox="212 821 1086 1005"><tr><td>省 略</td></tr><tr><td>市税滞納処分差押財産</td></tr><tr><td>省 略</td></tr><tr><td>注意 この封印を損壊した者は、刑法第96条の規定により2年以下の<u>拘禁刑</u>又は60,000円以下の罰金に処されます。</td></tr></table> <p>(注) 省 略</p> <p>浦安市ラブホテル等の建築規制に関する条例施行規則(昭和60年規則第21号)</p> <p>第3号様式(第5条)</p> <p>省 略</p> <p>浦安市ラブホテル等建築工事中止命令書</p> <p>下記の建築物は、浦安市ラブホテル等の建築規制に関する条例第4条の規定に違反しているため、同条例第5条の規定により直ちに建築工事を中止するよう命じます。</p>	省 略	市税滞納処分差押財産	省 略	注意 この封印を損壊した者は、刑法第96条の規定により2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は60,000円以下の罰金に処されます。	<p>(補欠委員の委嘱)</p> <p>第3条 市長は、協議会の委員が、次の各号の<u>一に</u>該当するに至ったときは、速やかに補欠委員を委嘱する。</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>(3) <u>禁錮又は懲役</u>に処せられたとき。</p> <p>第45号様式</p> <table border="1" data-bbox="1187 821 2060 1005"><tr><td>同 左</td></tr><tr><td>市税滞納処分差押財産</td></tr><tr><td>同 左</td></tr><tr><td>注意 この封印を損壊した者は、刑法第96条の規定により2年以下の<u>懲役</u>又は60,000円以下の罰金に処されます。</td></tr></table> <p>(注) 同 左</p> <p>第3号様式(第5条)</p> <p>同 左</p> <p>浦安市ラブホテル等建築工事中止命令書</p> <p>下記の建築物は、浦安市ラブホテル等の建築規制に関する条例第4条の規定に違反しているため、同条例第5条の規定により直ちに建築工事を中止するよう命じます。</p>	同 左	市税滞納処分差押財産	同 左	注意 この封印を損壊した者は、刑法第96条の規定により2年以下の <u>懲役</u> 又は60,000円以下の罰金に処されます。
省 略									
市税滞納処分差押財産									
省 略									
注意 この封印を損壊した者は、刑法第96条の規定により2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は60,000円以下の罰金に処されます。									
同 左									
市税滞納処分差押財産									
同 左									
注意 この封印を損壊した者は、刑法第96条の規定により2年以下の <u>懲役</u> 又は60,000円以下の罰金に処されます。									

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

なお、この命令に違反した場合は、6月以下の拘禁刑又は30,000円以下の罰金に処せられます。

なお、この命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処せられます。

省 略

同 左

浦安市が行う介護保険の施行に関し必要な様式を定める規則（平成13年規則第42号）

別 記

別 記

第1号様式

第1号様式

(裏)

(裏)

(六)

(五)

(四)

(六)

(五)

(四)

十三 省 略 を受けます。 刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分 十二 不正にこの証を使用した者は、 九 十一 省 略	省 略	省 略
--	-----	-----

十三 同 左 受けます。 刑法により詐欺罪として懲役の処分を 十二 不正にこの証を使用した者は、 九 十一 同 左	同 左	同 左
---	-----	-----

第2号様式

第2号様式

(裏)

(裏)

注意事項

注意事項

1～10 省 略

1～10 同 左

11 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

11 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

改 正 後

改 正 前

12 省 略

浦安市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度の実施に関する規則（平成17年規則第53号）

第7号様式（第6条第1項）

（裏 面）

一 五 省 略 六 不正にこの確認証を使用した者は、 刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を 受ける場合があります。
--

12 同 左

第7号様式（第6条第1項）

（裏 面）

一 五 同 左 六 不正にこの確認証を使用した者は、 刑法により詐欺罪として懲役の処分を受 ける場合があります。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に様式の規定により作成されている証票等は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。この場合において、必要に応じ補正して使用することを妨げない。